

## 平成 21 年度 第 5 回 総務企画委員会 議事概要

H21 . 11 . 20 作成

H21 . 12 . 9 修正

日時 : 平成 21 年 11 月 17 日 ( 火 ) 18 : 00 ~ 20 : 15  
場所 : 建築士会 会議室

出席者 : ( 委員長 ) 金子 修司  
( 副委員長 ) 長田 喜樹  
( 担当常任理事 ) 村島 正章  
( 委員 ) 石井 明 菊嶋 秀生 平山 征宏  
渡邊 一郎 山成 芳直 長谷川行彦  
芝 京子 齋藤 龍男 山根 三郎  
( 臨時出席 ) 藤田会長  
( 事務局 ) 岡部事務局長 田中職員

### 報告事項(確認事項)

#### 1 . 第 4 回総務企画委員会の議事録案の確認

##### 概要

前回委員会議事録案を異議なく承認(前回同様、メーリングリストで事前送付済み)。

##### 質疑応答

特になし

### 議題

#### 2 . 倫理規程について

##### 概要

定款も関わるため、今後の公益法人制度の流れや厳罰化の流れを見て判断することとなった。

今回の事例については、ホームページの会員専用ページ等で何らかの周知を図ることとなった。

副委員長より、資料 ( 建築士会倫理規程 ) について説明

- ・会員の守るべきルールとペナルティについて、情報広報委員会から、ある事案をきっかけに検討を要請されたため、本委員会で議論するもの。現在、倫理規定は、本会独自のものではなく、士会連合会の規定を本会のパンフ等に掲げている状況。また、定款上は、会費滞納等にかかる除名処分程度しか定められていない。
- ・県内関係団体では、神事協が倫理規程・定款・懲戒規程の 3 層で、ルールを整備している。
- ・愛知士会の定款では会費滞納による除名以外は理事会に懲戒権限があり、大阪府士会の定款では、全てが理事会に権限がある。公益法人の新法では、秩序を乱し

たことによる会員の除名等、身分に係る重要事案は、総会決定となっており、愛知の定款はそれを意識したもの。

#### 質疑応答

- ・ 士会連合会の倫理綱領制定や神事協の懲戒規程の精密化は姉齒事件以降。
- ・ 事務所協会は、H10 に懲戒規定を定め、H17 の姉齒事件を受けて精密化したのが、その後、懲戒処分の実例が発生したため、H20 に指定登録機関化した機会に、さらに追加整備して全面改正したものだ。
- ・ 掲示板への不適切な書き込みをした会員の使用停止などの軽易な制裁の基準は、情報広報委員会で作成してもらい、運用していくことで支障ないのでは。
- ・ 連合会の倫理規程は、顧客への説明責任等、業としての倫理と、一般的な建築技術者としての倫理、たとえば自己研鑽義務などが混在してしまっており、たしかにわかりにくい。
- ・ 今回の事例は、インターネットがからんでいるので、やはりインターネットルールの作成が必要であると考えられる。
- ・ 見学会や視察会での会員の行動が不適切であると、相手方の信頼を失い、今後の見学等ができなくなってしまう恐れはある。
- ・ 例えば士会行事としての見学会で、参加者が相手方の施設に物損事故等を起こした場合、士会の責任はどうなるのか。
- ・ 見学会等の行事に、保険をかけているのか。  
参加者にはかけているが、相手方の物損等を想定した保険はかけていない。
- ・ 保険は対象が人や物の場合が多いが、名誉を傷つけて損害賠償を求められた場合はどうするか考える必要も出てくるだろう。
- ・ 物を壊した場合はどうなるのか。  
士会の現状としては、会員以外の第三者に対する賠償保険はかけていない。
- ・ 参加者を守るためにも保険には入った方がよい。たとえば、事務所協会では、行事のために高価な建築模型等を借り出す場合は保険に入っている。
- ・ 公益事業認定のためには、不特定多数が参加可能というが、このような問題点を考えはじめると、講習会等の参加者は会員限定になってしまうのではないか。
- ・ 士会行事を安心して実施できる状態にないと、企画する段階で委縮してしまうことがありそうである。
- ・ 本日、私の支部で重要文化財の建物の見学会があったが、参加者には襖や鍵の開け閉めの配慮まで十分徹底し、支部長からも細かく事前説明した。こうした努力も必要。
- ・ 賠償責任を問われた場合の対処については、法律も絡んでくるため専門家が必要になるのではないだろうか。
- ・ 別の観点で、仮に士会会員が県から行政処分を受けた場合の対応はどうなっているか。  
定款第9条により除名となる。除名以外の処分については今後の定款改正の際の検討事項である。
- ・ 事務所協会の懲戒規程は参考になるが、処分を受けた場合のデメリットはあるか。

事務所協会会員という名前が使えないだけである。

- ・現状は士会も同じである。実効性を持たせるためにも、加入の義務化が出来れば良いと考えられるが...

現在の士会に、建築士全体の何割が入っているか等の条件を突きつけられるので、現状では、強制加入化は難しい。

- ・今回の事例をきっかけにもう一度倫理について再アピールすべきである。
- ・今回の事例について、会員への周知はあるのか。
- ・いい機会ではあるので、何かしらアクションをした方が良い。理事会等で判断してもらうのはどうか。
- ・会長が動いて収拾したような事案では、やはりある程度会員への周知が必要である。当該会員に対して、どのような対応をしたのかも知らせた方が良いのではないか。

士会ホームページの会員限定のページで周知するというのはどうか。内容が情報広報委員会で了解を得られれば次回の委員会で提出したい。

現状の定款等の懲戒規定は、条項引用部分が頂ずれした部分もあり変更が必要にはなるが、新公益法人制度に関連することもあり、今後の流れを見て定款改正の時期・内容を判断する。また、国レベルでは建築士への厳罰化という話も出ているのでそれも注視する。

なお、軽易なペナルティについては、たとえばインターネット利用ルールを情報広報委員会で決め、会長の承認が得て施行という形でよいのではないか（それ以上の処分は定款及び細則で定めることとして）。

### 3. その他報告事項

#### (1) 支部賛助会員のアンケート回答状況について

##### 概要

賛助小委員会で新規行事の日程等を調整し、本委員会に企画書を出すこととなった。

事務局より、参考資料（(社)神奈川県建築士会 本会・支部賛助会リスト）について説明

- ・全支部長宛に支部賛助会についてのアンケートを発送したが、現時点で、すべての支部から回答が得られていない状況。
- ・他の委員会が8月に実施したアンケートの結果によれば、  
横須賀支部、中支部、県央支部、県庁職域支部...賛助会員制度なし  
小田原地方支部、川崎支部、相模原支部、湘南支部、横浜支部...あり

##### 質疑応答

- ・私の支部では、本会での賛助会組織の見直しに合わせて、支部でも現在、そのあり方を協議している。以前、行政との関わりが強かった時は、賛助会加入にもメリットがあり、集まり状況も良かったが、現在は支部と賛助会の結びつきも、やや疎遠な状況。本会の賛助会と重複しないよう、賛助いただける会費の額で仕分けしている。
- ・私の支部では、賛助会員の名前の入ったポスターを作成し配っているぐらいで、特

- 別な活動はしていない。支部総会に招待するが、参加は多くない。賛助会費の利用先を聞かれることがあるが、主に支部の活動費として使っている。
- ・私の支部では、年末の忘年会の際に集めることになっているが、ほとんど参加がなく、振込によることがほとんどである。また、賛助会同士の情報交換も十分とはいえない。
  - ・今回のアンケート等で支部賛助会の概要は確認できたと思う。
  - ・他団体の事例ではあるが、支部は支部賛助会員を大事にしており、イベントの際は必ず数社をお招きし、PRの機会を提供している。
  - ・賛助会の根幹は活動費の補助と情報交換である。
  - ・本会の賛助会イベントは、支部賛助会が参加しても構わないのか。  
構わない。
  - ・年度内に一度、ある賛助会員社に講演会等のイベントをやっていただきたいのだが、何人ぐらいの士会会員が参加できそうか。  
研究所見学は人数が限られるので、具体的なことについては後日お知らせする。講演会については会場次第であるので、実施しやすいと思われる。過去の実施状況として、高校で講演を行ったが、高校生にも受けが良かった。
  - ・日程等は賛助小委員会で調整してもらい、企画書を出してもらうようにしてはどうか。
  - ・一般会員と賛助会員の交流会も実施したい。
  - ・支部長委員長連絡会に報告し、承認が得られれば賀詞交歓会や懇親会も年度内に実施したい。

賛助小委員会で日程等を調整し、総務企画委員会に企画書を出すこととなった。

## (2) 正副会長・常任理事会（10月27日開催）の結果について

事務局長より参考資料 について説明

質疑応答

- ・公益法人又は一般法人以降の検討結果については、リスクを考えながら慎重にいくべきであるとの意見があった。
- ・ある県の士会は公益法人を目指すため支部を廃止するとの情報がある。支部との連結決算等、業務が煩雑になるためとの理由。
- ・連合会の理事会でも支部の扱いについては話題に挙がっている。

## (3) 表彰規程について

事務局長より参考資料 について説明

質疑応答

- ・連合会の表彰規程によると当士会からは現在4名以内の表彰者を出すことができる。
- ・連合会の表彰規程に該当する会員が多くいるため、独自の選出基準を設けている。
- ・今年度も、支部別のバランスを考慮し、正副会長会議での承認を経て選出した。
- ・今まで連合会の表彰規程以外の選出基準はなかったのか。

女性を1人入れるようにするという事は聞いたことがある。

- ・割り当てられた支部の支部長に選出を依頼するのか。

支部に依頼が行くようになっている。今回は見送りたいとの意見があれば順序を変えることもある。

- ・本会での活動に従事しているため、支部活動が少なくなってしまう会員にとっては不利になるのではないか。
- ・この選考基準はどこで決まったものか。

事務局で作成し、正副会長会議で決まった。

- ・より透明性を期すために理事会に提出した方が良いと思われる。

#### (4) その他

##### 森林循環フェアについて

担当常任理事より説明

- ・11月7日(土)・8日(日)に森林循環フェアが開催された。開催本部と離れていたということもあり、全体的に人数が少なかったが、士会の会員の方の参加が少なかった。実行委員会の中に士会も入っているので、実施するのであればもっとPRすべきである。

##### 11月28日(土)開催の木造塾について

担当常任理事より説明

- ・現在70名程度の申込をいただいているが、100名を目標にしている。再度支部に周知をしてもらいたい。

##### 支部交付金について

- ・私の支部の役員会で、「支部交付金が減額されたため支部運営が厳しくなった。支部交付金とくらべると、連合会への負担金は高額ではないのか」との意見が出た。連合会では何に使っているのか、教えていただきたい。

機関誌の発行費用などが主であると思われる。連合会の理事会でも、各単  
位会から負担金を下げてほしいとの意見が出ている。全国大会の予算も以  
前に比べ半分になっているなど、連合会も節減努力はしているようだが。

**次回は12月15日(火)午後6時**